

1. はじめに

日本人の栄養状態は二重構造を示している。過剰栄養による生活習慣病の増加がそのひとつである。一方、女性のダイエット志向、高齢者・独居者・障害者・寝たきり者等の低栄養が、すなわち飽食時代の“栄養失調”がもうひとつの課題となっている。さらに、超高齢者にとっては、疾病そのものの治療や予防よりも、quality of life(QOL、人生の質)が重要であるといわれており、超高齢者のQOLは、栄養・食生活に大きく依存している。したがって、生活習慣病の1次予防、“栄養失調”、QOLに対する栄養管理は家庭、学校、地域、職域等の場における大きなニーズになっている。

欧米諸国では、臨床医学の場で栄養マネジメント専門家が活躍している。例えば、がん患者の術前・術後の栄養アセスメントを正確に行い、科学的根拠に基づいた栄養ケアを処方し、医師に助言し、栄養・食事療法（点滴等をも含む）を実践している。他方、いわゆる健康食品の有効性、安全性に関する情報を収集し、評価し、リスク・コミュニケーションのできる“専門栄養士”が必要とされている。さらに、外食産業、給食産業、食品会社等では、単に栄養管理ができるだけでなく、経営管理や安全管理のできる“専門栄養士”のニーズが高い。

日本は、伝統型食生活を維持しながらも、すなわち、ごはんという主食を維持しながらも、主菜、副菜の多様化を図り、その結果、世界一の平均寿命、健康寿命を達成した。開発途上国では、生活習慣病、特に虚血性心疾患が多発している欧米諸国の二の舞を踏まないようにするためには、「日本を見習え」とのかけ声のもとで栄養問題に取り組んでいる。この潜在的要望に応えるために、日本は開発途上国の栄養政策に貢献できる“専門栄養士”を早急に養成しなければならない。さらに、世界的視野に立つと、栄養関係者は、人口増加と食糧問題、循環型社会の形成等にも寄与しなければならない。

このような人間栄養学は、医学と食品科学が単に接合した、従来型の栄養学ではなく、医学、保健学、看護学、薬学、歯学、そして、理学、工学、食品科学、さらに社会学、経営学、行動科学等の学際的、俯瞰的学術体系でなければならない。

本報告は、このような社会ニーズに応えるために、第6部栄養・食糧科学研究連絡委員会と第7部予防医学研究連絡委員会とが合同して、21世紀における、新しい人間栄養学の構築と、人間栄養学の研究者・教育者・高度専門職業人の養成の在り方を提言するものである。

2. 栄養学大学院の理念

1) 栄養学大学院設置の必要性和社会的背景

わが国における栄養学系大学院（修士課程、博士課程）は、主として家政学系私立大学ならびに一部の国公立大学に設置されている。しかし、これら大学院は、現代社会が要求する深い学識と高度の専門的な技能（スキル）をもった人間栄養学の研究者・教育者・高度専門職業人の育成には必ずしも貢献してきたとは言えないようである。現在わが国で展開されている「健康日本21」運動では、健康の維持・増進と生活習慣病の一次予防に主眼を置いて、各分野の専門家の協力のもとにそれぞれの地方自治体が独自の健康づくり事業を展開している。この事業では、栄養学を基盤にした「食と健康」の専門家である管理栄養士・栄養士であって、しかも高度な専門的学識・技能を持った者が中心的役割を果たすべきであるにも拘わらず、対応できる人材が乏しいために、期待するほどの活動は展開されていない。

わが国には超高齢化社会が到来している。このような時代の保健・医療・福祉・介護の領域に従事する者には、高度の専門知識と洗練された技能を修得し、俯瞰的な視野から対処できることが期待されている。医学、看護学、薬学など保健・医療・福祉・介護の各分野においては、これらの要求に応えられる人材育成のプログラムがすでに編成され、大学院教育においてその専門性を高めるとともに、それぞれの分野の研究者・教育者の育成が適切に展開されている。

これに比べると、栄養学分野における高度な専門知識ならびに技能を修得した高度専門職業人の養成、俯瞰的な視野から栄養問題に対処できる人間栄養学研究者・教育者の育成は著しく立ち遅れている。その理由として、わが国では、従前より、有能な栄養学研究者・教育者・高度専門職業人を育成する有効な教育システムと教育環境が十分に整備されてこなかったことを挙げる事ができる。その結果、人間に視点を定めた栄養学の研究・教育の体系付けが貧弱な状態のままに今日に至っている。

従来から、わが国の栄養学分野における研究と教育は、医学、農学、家政学等の各分野でそれぞれ独自の発展を遂げてきた。しかし、現代の多様な社会的ニーズに対応し、栄養学分野の高度専門職業人を育成し、かつ専門研究を推進していくためには、今日までそれぞれ独自に発展してきた各分野の栄養学を再構築し、さらに、今後の社会的ニーズの変化にも対応できる、人間栄養学研究体系・教育体系を確立することは緊急にして、重要な課題である。人間栄養学の研究・教育体系

を確立することによって、人間栄養学の実践活動はさらに成果を上げ、期待する人材育成にも繋がるものとする。

栄養実務者である栄養士・管理栄養士を養成する家政学系短期大学・専門学校等の教員は、農学部、医学部、薬学部出身者が多く、管理栄養士は少ない。また、管理栄養士・栄養士養成施設における医学系教科は医師免許証を有してはいるが、栄養学の研究・教育経験が必ずしも充分でない教員が担当してきた事例も少なくない。このため、医療機関、地方公共団体・保健所、集団給食施設等の現場で働く管理栄養士・栄養士は、人間栄養学教育が不十分なために他の医療職との視点が異なり、他職種と協調して働く能力に乏しいことが指摘されている。さらに、実務者養成に主眼が置かれているために、他の専門分野で活躍している人に比べて基礎学識が乏しく、広い知識と高度の技能を必要とする経営管理・運営等へ参画することが困難であり、そのために指導的役割が発揮できない状況にある。

わが国における超高齢化社会の到来、国民生活の変化と多様化に伴う生活習慣病の増加とその広域年齢化、集団指導から個別指導への変化、これに加えて学術の急速な進歩とその専門性の深化、俯瞰的・学際的研究に対する社会的ニーズの増加等々が、国民の健康の維持・増進ならびに疾病の予防に果たすべき人間栄養学の役割の重要性を顕在化させてきている。その結果、現代社会における栄養専門職業人養成の教育体制ならびにその教育内容に対して以下の課題がクローズアップされている。

チーム医療構成員としての栄養専門職業人は、他の医療専門職分野に関連した基礎的学術を向上させなければならない。そのための研究・教育を充実させる。

栄養専門職業人は、行動科学理論を修得し、カウンセリング技術を向上させ、栄養教育・栄養指導においてはクライアントとの信頼関係を築き上げなければならない。このためには、豊かな人間性を涵養する教育を実施しなければならない。

人間栄養学分野における研究・教育や実践活動が活発にできる良好な研究・教育環境を整備する。

他の専門職と同様、現場のエキスパートが教育スタッフにもなり、研究者にもなれる教育システムを構築する。

社会人の生涯学習に対応できる教育・研究システムを整備する。

以上述べたような栄養学の関わる社会的背景を考えたとき、医学や農学の基礎と応用面を取り込み、これに加えて社会学的、行動科学的

な専門性を取り入れた、特色のある独自の栄養学大学院設置の意義と必要性を強調するものである。

2) 栄養学大学院設置の目的

栄養学大学院の設置による人材育成の必要性として以下のことが挙げられる。

1 管理栄養士養成施設の教育スタッフの養成

現在、わが国では高等教育制度の改革が展開中で、管理栄養士養成施設においても高度の専門的教育を行うために、大学教育に携わる教育スタッフを一層充実させることが重要課題となってきた。また、社会的要請によって改正された栄養士法では、管理栄養士に保健・医療・福祉・介護の領域において高度の専門性を持つことを要求している。そのため、管理栄養士養成施設の教育スタッフには大学院修士課程あるいは博士課程を修了した有資格者が求められている。しかし、そのような人材育成がおろそかにされてきたために、現在、管理栄養士養成施設は人材不足の状態に陥っている。

平成15年現在、わが国では管理栄養士養成施設は約75校を数えるが、管理栄養士養成施設の指定を受けようとする大学・学校が増加し続けていて、この指定校増加に教育スタッフの養成数が呼応していない。このため、専門的な知識と技能が要求される管理栄養士の養成に支障をきたしていることが否めない。家政学系・栄養学系の大学院が私立大学を中心に設置されているが、家政学系・栄養学系の私立大学大学院で教育された者が国公立大学等の教育・研究スタッフとしてリーダー的役割を果たすことは極めて非現実的であり、そのような事例を見ることはほとんどない。さらに、この分野のリーダーとして国内外で活躍することを期待するのは困難である。広い視野と専門性を持った人材の育成に取り組まねばならない管理栄養士養成施設の教育スタッフ養成のために栄養学専攻大学院の設置が焦眉の課題になっている。

2 臨床栄養スペシャリストの養成

保健・医療・福祉・介護の領域における高度化・多様化に伴い、広い視野からこれらの領域における対象者（一般の人々）に対して適切な助言・指導を行い、全人的な対応ができる高度の専門性を持った栄養専門職業人の育成が必要となってきた。特に、NST(Nutrition

Support Team)などのチーム医療に携わる“臨床栄養士”(注：米国における名称で、わが国にはない)は、高度の専門性を備えると同時に関連分野の研究を行いながら、他のコメディカル職種と協調し、コーディネーターやコンサルタントなどの役割を果たす必要がある。このような高度栄養専門職業人を養成するためには、大学院レベルでインターンシップなどを取り入れた臨地教育・実習が必要不可欠である。これらを修得するためには、研究・教育体制ならびに研究・教育環境の整った栄養専門職大学院において高度の教育を受け、専門性を高める必要がある。

保健・医療・福祉・介護を支援する栄養専門家の養成

近年、保健・医療・福祉・介護の領域における高度化・多様化が高まるに伴って、地域住民や個人が適切な栄養教育・栄養指導を受けることが困難になってきている。このような社会環境の中で、他の保健・医療職種の人々と連携をとりながら最も有効な栄養教育・栄養指導、栄養ケアサービスを行うことができるように、その組織を作り、プログラムを計画し、実施、評価するなどの管理・運営能力を有する高度栄養専門職業人を養成することは時代的ニーズでもある。このような人材育成は研究・教育体制ならびに研究・教育環境の整った大学院レベルで行うべきものである。

国際貢献できる栄養専門家の養成

地球人口はこの50年間で爆発的に増加したが、今後も開発途上国における人口は激増することが予測されている。現在、全世界で約10億人の子どもたちが飢餓による栄養失調状態にあり、今世紀における食糧生産が人口増加に追いつかないことを考えると、地球レベルにおける栄養失調はさらに増加することが推測される。国民総生産が世界第2位であるわが国は諸外国との貿易に依存して享受している豊かさに報いるために、地球レベルで社会貢献をする責務がある。

わが国は戦後の過酷な食糧難時代を克服して現在の恵まれた社会を築いてきた。このような栄養政策や栄養改善の実践経験があるので、同じく穀類を主食とするアジア地域において、欧米諸国とは異なった独自の国際協力を展開することができる。

わが国の栄養学分野において、現状では、語学に堪能で、国際的に通用する高度な専門知識と技能を持った栄養実践家は極めて乏しい。わが国が栄養学の分野において積極的に国際貢献、特に開発途上国の

栄養問題改善対策に貢献するためには、それらに対応できる栄養専門家の育成に取り組む必要がある。このためにも広い視野と国際感覚と、高度な専門知識と技能を持った専門家育成に寄与する人間栄養学専門の大学院の設置が必要である。

3) 栄養専門職大学院設置の必要性

現行の特定分野に特化した専門大学院制度は、従来からの修士課程を踏襲しているため、その大学院で修得させる職業能力のいかんにかかわらず、標準修業年限は2年とされている。さらに、従来の大学院修士課程における研究指導、修士論文との関係から、大学院修了要件として特定の課題についての研究業績についての審査に合格することを制度上課し、それに必要な研究指導教員の配置が義務づけられている。これらの制度の枠組みが高度専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約となっている。これらの制約をできるだけ取り除いたのが新しく制度化された専門職大学院である。専門職大学院は、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たすために、現行専門大学院制度をさらに改善・発展させた制度である。

栄養学分野においては国家試験によって付与される管理栄養士免許制度があり、現場で働いている管理栄養士・栄養士は全国で約10万人と推定されている。当然のことながら、現場で働く管理栄養士・栄養士の中には、これまでの知識・技能や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題にぶつかり、機会があればより専門性の高い知識を身につけ、技能を磨きたいと考えている者は少なくないと考えられる。

新しく制度化された専門職大学院の趣旨は、現場で働く管理栄養士にとって極めて関心度の高いものと考えられる。したがって、栄養学の研究者・教育者の養成を中心とした栄養学専攻大学院に、この栄養専門職大学院修士課程を併設し、高度の専門的知識や実務能力を修得できる継続教育、再教育の機会を提供することは意義あることと考える。

4) わが国における特化大学院設置現況

公衆衛生分野の高度専門職業人の養成に特化した専門大学院が、わが国で初めて京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻として平

成 12 年 4 月に発足している。この専攻設置の目的は、社会における人間の健康を保持・増進し、医療・保健・福祉の有効性、効率性、倫理性などに関する教育・研究を行い、社会健康医学分野の高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うこととなっている。

また、平成 13 年 4 月には公衆衛生専門大学院として九州大学大学院医学系教育部医療経営・管理学専攻が設置されている。この大学院では、保健や医療に関わる様々な問題について、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの医療関係者をはじめとして、多様な背景をもつ学生に対し、実務の経験を有する教員らが実践的な教育を行い、医療政策、医療経営および医療管理などの分野において活躍できる高度な知識や実践能力を持った専門家を養成することとしている。

これらはそれぞれの分野における専門職業人の養成を主たる目的にし、将来における健康破綻を科学的に予知予測する予防医学、さらに個々人の健康状態を維持増進する健康増進科学に貢献できる人材養成を目指している。現在の公衆衛生活動における生活習慣病対策は栄養・食生活問題を切り離して考えることはできない。にもかかわらず、これらの特化専門大学院の中に当然包含されなければならない公衆栄養活動の専門家養成が配慮されていない。この構想を企画したメンバーに栄養学専門家あるいは栄養学の理解者がいなかったということと、そのような問題に対応できる人材の育成ができていなかったためであろう。

3 . 栄養学大学院の具体的構想

1) 栄養学専攻大学院の基本構想と考え方

栄養学独自の研究科を設置するためには、医学や農学等の既存の研究科とは距離をおいた包括的な研究科とするのが新しい学術体系を構築する上で効果的である。いうまでもなく、これらの分野で活躍している教育者・研究者・実践者の協力が不可欠である。

設備、人材、経費などを考慮すると、大学院の構築は研究・教育環境の整った既存の大学（旧帝大系等の大学）に基幹大学院を独立研究科として設置し、国公立大学や国公立研究所・試験機関、独立行政法人試験・研究機関等における栄養学分野のスタッフを大学院教育スタッフとして兼担させて、広く大学院の研究・教育に参画できるシステムとするのが適切である。基幹大学院は、全国に先ず数校（初期は関東地区と関西地区に 1 校づつ）を設置し、新しい栄養学大学院の構成を確立する。基幹大学院によって栄養学大学院の基盤が確立された

後、これらをモデルにして各大学に設置していくのが望ましい。

しかし、国立大学には管理栄養士養成課程が1校しかなく、医学部には栄養学関連講座がないこと等を考えると、既存の他の国立大学から、大学院人間栄養学研究科が生まれてくる可能性は低い。既存の大学から独立した栄養学大学院の大学の新設も考慮されなければならない。

栄養学に関心のある優秀な人材を確保するために、高いレベルの基礎学力を備えたさまざまな分野の学部卒業生や社会人が入学できる大学院制度とする。

さらに、この度改正された栄養士法では、管理栄養士養成施設における専門科目担当者の資格に管理栄養士またはそれと同等の能力を有する者であることが条件付けられているので、栄養学専攻大学院を修了した者は管理栄養士養成施設の教育スタッフとして参画できるものとする。

2) 栄養専門職大学院の基本構想と考え方

専門職大学院制度の趣旨からすれば、栄養専門職大学院は必ずしも管理栄養士等の資格取得者を対象とした高度専門職業人養成にする必要はない。しかし、現実に栄養専門家が活躍している領域は管理栄養士あるいは栄養士の資格を必要としている。したがって、栄養専門職大学院は管理栄養士・栄養士を対象とした高度専門職業人の養成に主眼を置いたものとする。

この栄養専門職大学院への進学者は現場で働く管理栄養士及び栄養士が主たる対象になることが考えられる。一旦、職場を離れて専門職大学院へ進学し、専門性を高めて新たな職場へ復帰することも一つの方法である。しかし、栄養専門職大学院には学校教育法特例14条による社会人入学制度を取り入れ、在職したまま高度専門職業人教育が受けられる機会を与えるようにする(表1)。この標準修業年限は3年間を原則とするが、管理栄養士免許証保有者は2年間とする。さらに、管理栄養士免許証を持っていない栄養士については必要単位取得によって管理栄養士国家試験受験資格を付与することを検討しなければならない。

一方、農学、薬学、理学、保健学、看護学、医学等の分野、時には、行動科学、社会学、経営学等の人文・社会科学の分野において基礎学力を身につけた人間栄養学に関心のある優秀な人材が栄養学分野の実践家として活躍することは、栄養学分野全体の底上げにもなる。この

ため、管理栄養士養成課程以外の学部・学科等から栄養専門職大学院へ進学した管理栄養士免許を持っていない者に対して管理栄養士国家試験受験資格を付与するコースを設置することも合わせて検討する。

高度専門職業人の養成に関しては、欧米などにおいては医師・歯科医師や獣医師等の養成が4年制学部教育修了者を対象に行われていることを鑑みると、人間栄養学の高度専門職業人養成においても他分野における4年制大学卒業者を大学院で教育し、併せて必要科目の単位数を取得した者に対して管理栄養士国家試験受験資格を付与する制度を設けることも考えられる。むしろ、このような国家試験受験資格を付与する制度は高度専門職業人の養成を効果的に行うことになり、わが国における高度専門職業人養成制度の新しい試みになる。

近年、文部科学省には、小・中学校に“栄養教諭”を導入しようとする動きがある。学校教員養成課程を修了した“栄養教諭”が、この栄養専門職大学院で管理栄養士国家試験受験資格を取得するのも、ひとつの道であると思われる。

表1 栄養専門職大学院（高度専門職業人養成）修士課程の構成

修士課程	標準修業年限3年、ただし管理栄養士免許保持者の修業年限は2年
・	教育法特例14条による社会人入学制度（昼間・夜間及び土曜日就学）を導入
・	入学資格：管理栄養士免許保持者 管理栄養士免許を持っていない者
・	必要単位取得によって管理栄養士国家試験受験資格を付与

* 栄養専門職大学院には博士課程は設置しない。

* 学位の例：臨床栄養修士（専門職学位）など。学位は従来の大学院とは異なる。

表2 栄養学専攻大学院（研究者・教育者養成）博士前期・後期課程の構成

博士前期課程 (2年間)	博士後期課程 (3年間)
-----------------	-----------------

* 昼間のみ開講。

* 企業等派遣による就学に専念できる社会人入学制度を設ける。

* 栄養学専攻大学院では管理栄養士国家試験受験資格は付与しない。

当然のことながら、管理栄養士国家試験受験資格を付与するためには、それに必要な科目の単位数を余計に履修する必要があるため、これを希望する者の修業年限は通常修士課程よりも1年長い3年間を限度とする。栄養学に関心のある基礎学力を持った他分野からの大学院進学者は管理栄養士養成施設からの進学者と異なった視点を持ってい

るので、高度な栄養専門職業人として新しい空気を吹き込み、活躍する可能性を秘めている。また、人材の確保の観点からも必要である。なお、高度専門職業人養成を目指し、すでに具体化が進んでいる法科大学院では、国家試験受験資格を付与するために他分野からの進学者には1年間長い修業年限を付して3年間としている。

3) 栄養学専攻大学院博士前期・後期課程の構成

栄養学専攻大学院進学者として、管理栄養士・栄養士養成課程を卒業した者、管理栄養士・栄養士等の資格は持っていないが栄養学を中心とした健康科学に対して高い意識と強い関心を持った大学卒業者ならびに栄養専門家として業務に従事している社会人が考えられる。

栄養学専攻大学院博士前期課程は、人間栄養学の研究者・教育者を養成するための前段階とし、博士後期課程進学を前提とする(表2)。このため、栄養学専攻大学院博士前期課程には学校教育法14条特例による社会人入学制度を設けることは困難である。しかし、社会人が入学しやすいように社会人特別枠などを設けて、社会で働いている者の入学に対して特別な配慮をする。一方、栄養専門職大学院修士課程修了後に進路変更を希望する者が出ることが考えられるので、このような専門性を高めた者が博士後期課程に進学できる制度を設けることを併せて検討する。

さらに、先に改正された栄養士法では、管理栄養士養成施設における専門科目担当者は、管理栄養士またはそれと同等の能力を有することが条件付けられているので、他分野における4年制大学卒業者が栄養学専攻大学院を修了した場合、当然専門科目担当能力を有する者として扱う必要がある。

4) 栄養学大学院進学の対象者

具体的な大学院進学者として以下のような対象が考えられる。

- ・管理栄養士・栄養士
- ・家政学分野における新卒者、研究者・実践者
- ・農学分野における新卒者、研究者・実践者
- ・薬学分野における新卒者、研究者・実践者
- ・生活科学分野における新卒者、研究者・実践者
- ・保健学・看護学分野における新卒者、研究者・実践者
- ・医学・歯学分野における新卒者、研究者・実践者

- ・ その他、保健・医療・福祉・介護の領域に関心を持った者
- ・

5) 栄養学大学院研究科の構成

1 研究科 2 ~ 3 専攻を設け、各専攻に 2 ~ 3 の分野(領域)を設置する。

(1) 研究科名 ; 人間栄養学研究科

(School of Human Nutrition and Dietetics)

(2) 専攻名 (具体例);

各大講座 (領域) は、3 ~ 4 の小講座から成ることを想定。

栄養科学専攻 (Department of Nutritional Sciences)

医療栄養学専攻 (Department of Nutrition in Medicine)

栄養政策学専攻 (Department of Nutritional Policy)

4 . まとめ

21 世紀における人間栄養学は、我が国では保健・医療・福祉・介護の領域で大きなニーズとなっており、学際的、俯瞰的学問である。国際的視野からは、人口増加と食糧供給に関する問題、開発途上国における栄養政策樹立等への貢献が、日本に期待されている。この新人間栄養学の研究者・教育者及び高度専門職業人の養成は、栄養学大学院 (栄養学専攻大学院及び栄養専門職大学院) で行わなければならない。

資料

1 専門職大学院制度の目的

平成 10 年、文部科学省の中央教育審議会は、「特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進する」ことを提言し、平成 11 年度に高度専門職業人の養成に特化した大学院の修士課程(専門大学院)が制度化された。この専門大学院としては、経営管理や公衆衛生などの分野ですでに 6 研究科・専攻が設置されており、その取り組みは社会的に高く評価されている。当栄養学専門大学院構想もこの趣旨に沿ったものである。しかし、今後、さまざまな分野における高度専門職業人養成を一層促進し、各職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を展開して行くためには、制度面での位置づけの明確化も含め、現行専門大学院制度をさらに改善し、発展させる必要があることも事実である。

このため、平成 14 年 8 月、中央教育審議会は、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たすために、現行専門大学院制度をさらに改善・発展させた専門職大学院制度の創設を答申した。

現行の専門大学院制度は、従来からの修士課程を踏襲しているため、その大学院で修得させる職業能力のいかんにかかわらず、標準修業年限は 2 年としている。さらに、従来の大学院修士課程における研究指導、修士論文との関係から、修了要件として特定の課題についての研究成果の審査に合格することを制度上課し、それに必要な研究指導教員の配置が義務づけられている。これらの制度の枠組みが高度専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約となっている。これらの制約をできるだけ取り除いたのが新しく制度化された専門職大学院である。

2 専門職大学院制度の内容と構成

専門職大学院は、現行の専門大学院の役割を発展させ、修業年限や教育方法、修了要件等の制度を「高度専門職業人養成」という目的に一層適した柔軟で弾力的な仕組みとするもので、現行の専門大学院を包摂するとともに、その枠組みを更に拡大した形態の大学院ということが出来る。

専門職大学院の標準修業年限は 2 年を基本としているが、専攻分野

の教育内容等にふさわしい標準修業年限とすることが可能であり、分野によっては1年の修業年限が認められる。ただし、専門職大学院において、博士の名称を含む専門職学位を授与する場合には、標準修業年限は3年以上で法令で定める要件を満たすこととなっている。

さらに、専門職大学院は、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行うものであり、研究者養成を目的としないことから、設置基準上は個別の研究指導は必須とせず、授業科目の履修のみを必須とし、事例研究、討論、現地調査、実習その他の適切な方法の授業により、人材を育成することとなっている。

大学院の修了要件は、研究指導を受けること及び論文、研究成果の審査への合格を必須とせず、一定期間以上の在学と各専攻分野ごとに必要となる単位数の修得のみを必須とするとなっている。修得すべき単位数は、標準修業年限が3年以上の場合など法令上特に定める場合を除き、30単位以上とし、現地調査、インターンシップなどの実践的な教育を通じて必要な学習量を確保することを基本に、各大学が定めるとしている。

専門職大学院の学位は既存の大学院とは異なり、高度な専門職業能力を修得したことを表す名称とし、「 修士(専門職)」や「 修士(専門職学位)」、「 博士(専門職)」や「 博士(専門職学位)」などとするとなっている。具体的には、「経営管理修士(専門職)」「法務博士(専門職学位)」などとなるようである。

この報告でいう栄養専門職大学院は、この趣旨に沿ったものである。

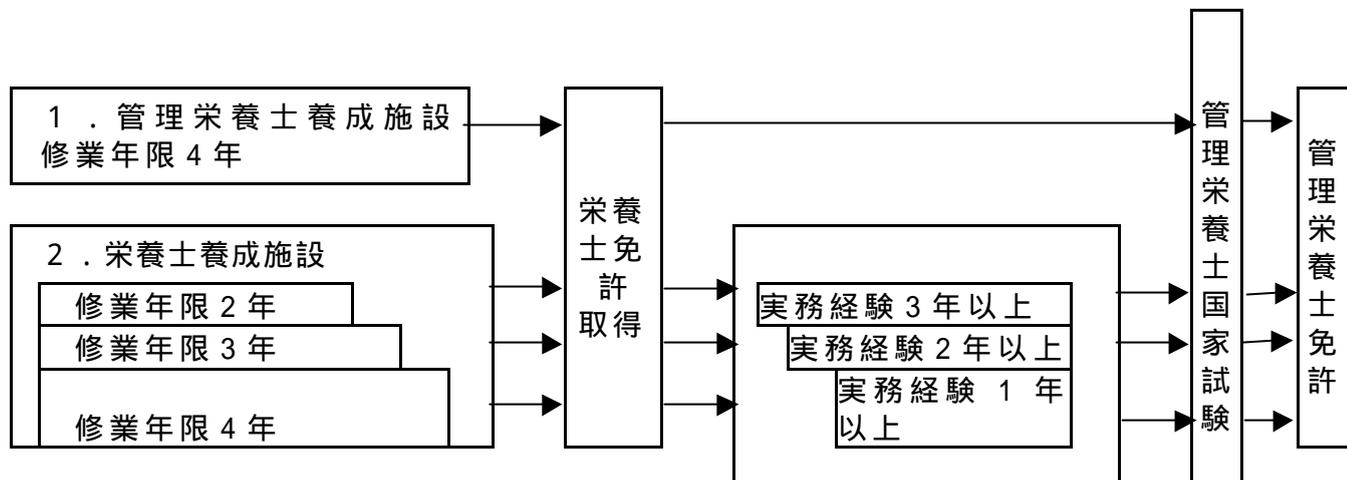
3 わが国における栄養士・管理栄養士養成の現況

栄養士ならびに管理栄養士の身分は栄養士法に規定され、「栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者」とされていた。しかし、平成12年の栄養士法改正(平成14年施行)において管理栄養士は「傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導」や「個人の身体状況、栄養状態などに応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導」等を行う者として位置づけられている。

かつて、わが国の食糧不足の時代では、栄養士など栄養専門家の主たる業務は栄養失調対策や栄養改善対策であり、集団給食の栄養管理などであった。しかし、生活の豊かさの向上に伴う疾病構造の変化、科学技術の進歩、個々人の価値観の変化などによる社会環境の変化を反映して、管理栄養士の業務は傷病者に対する療養のため必要な栄養

指導や健康の保持増進のための栄養指導業務へと、主たる活動領域が変化してきた。これらを受け、栄養専門家である管理栄養士の養成カリキュラム改正が行われ、平成14年4月から施行された。

わが国における栄養士ならびに管理栄養士の新しい養成制度は図1に示すようになっており、その養成の現状は以下の通りである。



改正点

- 管理栄養士養成施設卒業者に対する試験科目の一部免除の廃止
- 受験資格として実務経験年数を栄養士養成施設の修業年限に応じ 1~3 年とする

図1 . 管理栄養士免許取得および管理栄養士国家試験制度の概要

平成12年、栄養専門家に求められる社会的ニーズを踏まえた栄養士法の改正がおこなわれ、管理栄養士制度のあり方とその期待される業務に関して法的基盤を確立させた。これに呼応して、管理栄養士養成施設の増設や新設が急増している。しかし、これらの養成施設に要求される教育スタッフの整備は不十分なままに進められており、栄養士法改正の趣旨には必ずしも一致しない栄養専門家の養成が行われることが危惧される。

表1 . 管理栄養士および栄養士養成施設・定員・免許交付数

	管理栄養士養成関係	栄養士養成関係
施設数	75 施設	258 施設
定員	5,695 人	18,419 人
免許交付数	101,386 人	740,735 人

平成15年4月現在、わが国における管理栄養士・栄養士養成施設・定員・免許交付数は表1に示す通りである。栄養士法が改正されたことにより、管理栄養士養成施設は飛躍的に増加している。しばらくこの状況は続くものと予想されているので、その意味においても実力を備えた高い専門性を持った教育スタッフの養成が必要である。

4 わが国における栄養学系大学院の設置現況

管理栄養士養成をしている大学において、栄養学・家政学・農学系大学院修士ならびに博士課程の設置状況は以下の通りである。

表2 . 管理栄養士養成大学における大学院設置状況

	修士課程	定員	博士課程	定員
国立大学	1校	14名	1校	7名
公立大学	9校	75名	3校	20名
私立大学	17校	113名以上	14校	24名以上
大学院を持たない管理栄養士養成大学			私立大学-----14校	

国立大学において1校が医学部に、公立大学9校においては生活健康科学研究科食品栄養科学専攻、人間環境学研究科食環境科学専攻・栄養健康科学専攻、生活科学研究科健康環境専攻・生活科学専攻、人間生活科学研究科人間生活学専攻、人間文化科学研究科生活文化学専攻、保健福祉研究科栄養学専攻、健康福祉学研究科生活健康科学専攻などにそれぞれ大学院修士課程が設置され、専攻科名からは理系とも文系とも区別のつかないものもある。公立大学における栄養学・家政学系大学院は、この1～3年間に設置されたものが多い。これは、平成14年4月から施行された栄養士法の改正に伴う4年制栄養士養成施設の管理栄養士養成施設化と並行して行われた結果のようである。また、私立大学における専攻名は家政学、栄養学、生活科学、人間生活学などが大半で、農学系のものは2～3校である。

管理栄養士養成の国公立大学で博士課程を設置しているのは国立1校と公立3校にすぎず、他はすべて私立大学である。いずれにしても、教育・研究スタッフならびに研究設備・環境などが整った国立大学などにおいて、人間栄養学の研究・教育が精力的に展開されているとは考えにくい。

さらに危惧されることは、全国の医学系大学から栄養学を標榜する講座がほとんど無くなり、人間栄養学の研究・教育体制がきわめて貧

弱化したことである。現在、僅かに残っているのは京都大学医学部の病態代謝栄養学講座（ただし、実質的には内科学講座のひとつである）と徳島大学医学部栄養学科の7講座のみにすぎない。このように栄養学の教育・研究体制が貧弱化しているのは、実社会の変貌と科学技術の進展に対応可能な真の栄養学専門家を育成しなかったことに起因するものである。近年、国民の健康づくりが叫ばれ、生活習慣病の予防に大きなウェイトが置かれている。まさに、人間栄養学の実践が期待されている。生物学に共通した基礎研究に取り組む人は多いが、人間栄養学を意識した教育・研究者や高度栄養専門職人の養成は貧弱である。人間栄養学について高い意識を持ったリーダーの育成が急がれる所以である。

5 海外における栄養学系大学院ならびに医療従事者等に対する栄養学再教育の現況

先に述べたように、わが国においては、栄養学系の大学院（修士課程、博士課程）は、主として家政学系の私立大学ならびに一部の公立大学に設置されて研究・教育が行われてきた。しかし、海外においては、栄養学（Nutrition）は、人間を対象とした Human Nutrition と食品に重みを置いた Nutrition and Food Science に大別されるようである。前者は過剰栄養の問題を抱えた国々で積極的に取り込まれ、後者は東南アジアやその他の途上国において展開されてきた。「人間栄養学」および「食品栄養学」を含めた栄養学系大学院の国別、地域別設置状況は、入手資料を整理すると以下の通りとなる（国公私立別は不明）。

米国・カナダ

アメリカ合衆国	138校	カナダ	17校
---------	------	-----	-----

ヨーロッパ

オーストリア	3校	フランス	7校
--------	----	------	----

ドイツ	10校	オランダ	4校
-----	-----	------	----

イタリア	2校	デンマーク	2校
------	----	-------	----

フィンランド	3校	ノルウエ	3校
--------	----	------	----

スウェーデン	7校	トルコ	3校
--------	----	-----	----

イギリス・アイルランド	21校		
-------------	-----	--	--

その他のヨーロッパ国	9校		
------------	----	--	--

アジア

マレーシア・シンガポール	3校	フィリピン	1校
--------------	----	-------	----

台湾	2校	タイ	1校
その他のアジア国	3校		
その他の地域			
南アフリカ	3校	アフリカ	4校
イスラエル	1校		
ジャマイカ	1校		
オーストラリア・ニュージーランド			
	16校		

これらの栄養学系大学院では、
 School of Dietetics and Human Nutrition,
 School of Nutrition Food Science,
 College of Pharmacy and Nutrition,
 School of Nutrition and Public Health
 などの名称が使われている。

修士課程修了者の称号には、Master of
 Human Nutrition,
 Community Nutrition,
 Nutrition and Dietetics,
 Exercise & Nutrition Science

などが使われている。

また、栄養学関係大学院構成の講座や学科名としては、
 Department of Nutrition,
 Department of Nutrition and Dietetics,
 Department of Clinical Nutrition,
 Department of Preventive Nutrition,
 Institute of Nutrition Science,
 Department of Nutrition and Food Science,
 Department of Biochemistry and Nutrition

などが使われている。

米国の Tufts 大学では School of Nutrition and Policy の大学院を設置し、Cornell 大学では Division of Nutritional Sciences に大学院を置いている。この大学院は College of Human Ecology の Department of Food and Nutrition を母体とし、人間栄養学に関しては米国で最大の組織とされている。また、カリフォルニア大学 Berkeley 校および Davis 校で構成する栄養学系大学院では、農学・環境科学部、医学部、

獣医学部における15の学科・講座から55人以上の教育研究スタッフが大学院教育に参画し、修士課程修了者には Master of Science の称号を与えている。

一方、米国では臨床医が疾病の予防や治療における食事の役割を十分に理解していなという考え方から、医療に従事する医師に栄養学の再教育を行って医師の栄養学スペシャリスト(Physician nutrition specialist)を養成するプログラムが生まれ、すでに実施されている。また、医学領域における栄養学(Nutrition in Medicine)の重要性が再認識され、臨床医、看護婦、栄養専門家などに対する再教育カリキュラムによる栄養学教育が展開されている。このような欧米における動きは、保健・医療・福祉・介護などの領域における栄養学の重要性を示したものであり、大学院レベルの高い教育内容の必要性を反映していると考えられる。

6 栄養学大学院研究科の構成の具体例

1 研究科 2 ~ 3 専攻程度が現実的であると考える。

各専攻に 2 ~ 3 の領域(分野)を設置する。

1) 研究科名 ; 人間栄養学研究科

2) 専攻名と大講座の構成 ;

各大講座(領域)は、3 ~ 4 の小講座から成ることを想定。

栄養科学専攻(Department of Nutritional Sciences)

生体機能、食品機能、環境要因、食習慣、食行動、食生活、栄養・健康教育、商品開発や食環境などの領域を包括した研究・教育を行う。

- ・生命科学講座(生命の本質に関わるものを含む)
- ・栄養所要量学講座(栄養所要量に関する問題の検討)
- ・栄養教育学講座(健康教育、栄養指導などを含む)
- ・食品機能学講座(食品成分の機能性、食品設計の検討などを含む)
- ・食事感覚学講座(満足感、美味しく食べる工夫、ライフスタイルに合わせた食べ方の追求など)
- ・生物環境科学講座(生体と生物・物理・化学・栄養環境など)

医療栄養学専攻(Department of Nutrition in Medicine)

保健医療領域(病院に限らず、福祉施設、高齢者施設などを含む)の現場における指導者、リーダーシップを取れる人材育成と研究・教育を行う。

- ・臨床栄養学講座(疾病要因、治療などを含む)

- ・ 栄養診断学講座（臨床検査、栄養状態の評価判定など含む）
- ・ 食養学講座（食事療法など）
- ・ 人間関係学講座（カウンセリング、心理学など包含）

栄養政策学専攻(Department of Nutritional Policy)

国際および国内における社会変化に対応した栄養問題・健康問題をマクロ的に捉える能力と見解をもった人材育成と研究・教育を行う。

- ・ 国際栄養（保健）学講座（栄養学領域における国際動向、食料問題、人口問題など）
- ・ 医療社会学講座（栄養政策、医療政策などを含む）
- ・ 栄養情報解析学講座（各種統計資料から栄養・健康問題を解析）
- ・ 保健医療経営管理学講座（保健医療領域における経営マネジメント、経済学的評価などを含む）

7 教育・研究等スタッフ

1 講座の教育スタッフは、教授(1)、助教授(1)、助手(1)、補助員(1)を想定。各大講座に事務職員 1 人を配置。

専任並びに兼任の教育・研究スタッフを機能的に大学院教育に参画させるため、これを統括管理する専門家を配置する必要がある。

栄養学専攻大学院博士前期および後期課程の教育・研究スタッフが、栄養専門職大学院修士課程の教育・指導を兼任する。

(1)研究科専任スタッフ（人数等は、今後さらに検討）

- 教授クラス（マル合該当者）； 25-30 名（このうち専任は 1/2-2/3）
- 助教授クラス（合該当者）； 25-30 名（このうち専任は 1/2-2/3）
- 助手（博士課程修了者）； 25-30 名（このうち専任は 1/2-2/3）
- 補助員； 25-30 名（このうち専任は 1/2-2/3）
- アシスタント（事務系）； 10-12 名

(2)栄養学研究者・教育者の兼任スタッフ

- ・ 他の研究科のスタッフ
 - 医学系、農学系、薬学系などの教育・研究スタッフ
- ・ 他の関連国公立大学教育スタッフ
 - 特に栄養学領域に造詣の深い研究者など
- ・ 他の研究機関のスタッフ
 - 独立行政法人試験・研究機関のスタッフ
- ・ 病院、保健所、企業等の現場で働く管理栄養士

以上